



2016年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2016年9月11日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月24日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2016年4月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

個人事業主のAさん（45歳）は、妻Bさん（44歳）とともに、飲食店を営んでいる。Aさんは、長女Cさん（19歳）が就職したことを機に、老後の生活資金の準備について考えるようになった。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんの家族構成等に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんの家族構成等 >

- Aさん（45歳） : 個人事業主。20歳から国民年金に第1号被保険者として加入しており、保険料の免除期間や未納期間はない。5年前から付加保険料を納付している。
- 妻Bさん（44歳） : 18歳から23歳まで厚生年金保険に加入。23歳でAさんと結婚した後は、国民年金に第1号被保険者として加入し、保険料を納付している。Aさんと同様、保険料の免除期間や未納期間はない。
- 長女Cさん（19歳） : 高校を卒業し、今年4月に地元の建材メーカーに就職した。Aさん夫妻と同居している。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、Aさんが受給することができる公的年金の額について説明した。Mさんが、下記の条件に基づき、Aさんの老齢基礎年金の額および付加年金の額の合計額（見込額）を試算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

条件

- ・ Aさんは、60歳に達するまで国民年金の保険料を納付する。
- ・ Aさんは、60歳に達するまでに国民年金の付加保険料を240月納付する。
- ・ Aさんは、65歳から老齢基礎年金の受給を開始するものとする。
- ・ 年金額は、平成28年度価額に基づいて計算するものとする。
- ・ 問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

老齢基礎年金の額（ a ）

$$(\quad) \text{円} \times \frac{480\text{月}}{480\text{月}} = (\quad) \text{円}$$

付加年金の額（ b ）

$$(\quad) \text{円} \times 240\text{月} = \quad \text{円}$$

合計額（ a + b ）

$$(\quad) \text{円} + \quad \text{円} = (\quad) \text{円}$$

《問2》 次に、Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす各種制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんのような個人事業主は、老齢厚生年金や退職金等の収入がないため、会社員に比べて相当の自助努力が必要です。Aさんが加入することができる制度には、以下のようなものがあります。

)『国民年金基金』

国民年金基金は、国民年金の第1号被保険者の老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。国民年金基金への加入は口数制となっており、1口目は、保証期間のある終身年金A型、保証期間のない終身年金B型の2種類のなかから選択します。2口目以降は、終身年金のA型、B型および確定年金の 型、 型、 型、 型の7種類から選択することができます。国民年金基金の老齢年金は、終身年金(A型、B型)の場合、原則()歳から支給が開始されます。なお、1口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、付加保険料を納付しているAさんが国民年金基金に加入する場合は、付加保険料の納付をやめる手続きが必要です。

)『確定拠出年金の個人型年金』

確定拠出年金の個人型年金は、将来の年金受取額が加入者の指図に基づく運用実績により左右される年金制度です。Aさんが確定拠出年金の個人型年金に加入した場合でも、国民年金の付加保険料を引き続き納付することができます。この場合、Aさんが確定拠出年金の個人型年金に拠出できる掛金の限度額は、月額()円となります。

)『小規模企業共済制度』

小規模企業共済制度は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営し、個人事業主または会社等の役員が、廃業や退職をした場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業では5人)以下の個人事業主または会社等の役員の方が加入対象となります。毎月の掛金は、1,000円から()円の範囲内で、500円刻みで選択できます。共済金(死亡事由以外)の受取方法には『一括受取り』『分割受取り』『一括受取り・分割受取りの併用』があり、税法上、『一括受取り』の共済金(死亡事由以外)は退職所得として課税されます」

数値群

イ . 55	ロ . 60	ハ . 65	ニ . 23,000	ホ . 25,500	ヘ . 51,000
ト . 55,000	チ . 67,000	リ . 70,000			

《問3》最後に、Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす各種制度の留意点について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「確定拠出年金のデメリットとして、加入時や運用期間中に事務費などの手数料がかかること、年金資産の運用リスクは加入者が負うことなどが挙げられます」

「Aさんが国民年金基金に加入した場合、加入員の資格喪失は限定された事由に該当した場合のみとなり、任意に脱退することはできません」

「妻Bさんは、共同経営者としてAさんの事業の経営に携わっていても、個人事業主または会社等の役員ではないため、小規模企業共済制度に加入できません」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（43歳）は、妻Bさん（42歳）との2人暮らしである。Aさんは、妻Bさんも会社員として働いていること、子どもがいない等の理由から、生命保険について、必要性を感じていなかった。しかし、今年3月に住宅を購入（団体信用生命保険に加入）した際、団体信用生命保険について調べたことがきっかけで生命保険に興味を持ち始めた。先日、職場で生命保険会社の担当者から生命保険商品の提案を受けたが、加入の可否について判断ができないでいる。そこで、Aさんは、その提案内容について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんが提案を受けている生命保険に関する資料 >

保険の種類 : 5年ごと配当付終身保険（75歳払込満了）
 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
 代理請求人 : 妻Bさん
 月払保険料（集団扱い） : 24,571円

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	900万円	10年
収入保障特約（注1）	年額60万円×65歳まで	10年
身体障害保障特約（注2）	一時金 1,000万円	10年
8大疾病保障特約（注3）	一時金 200万円	10年
総合医療特約（180日型）	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
保険料払込免除特約（注4）	-	-
リビング・ニーズ特約	-	-
指定代理請求特約	-	-

（注1）最低支払保証期間は5年（最低5回保証）

（注2）身体障害者福祉法の身体障害者障害程度等級1級または2級の「身体障害者手帳」を交付された場合に身体障害保険金が支払われる。

（注3）所定のがん、急性心筋梗塞、脳卒中、重度の糖尿病、重度の高血圧性疾患、肝硬変、慢性腎不全、慢性すい炎のいずれかを保障する。

（注4）生まれて初めて所定の悪性新生物（がん）と診断されたとき、以後の保険料の払込みが不要となる。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、公的年金制度からの給付および公的介護保険（以下、「介護保険」という）の保険給付について説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各選択肢において、ほかに必要とされる要件等は満たしていることとする。

「Aさんが死亡した場合、妻Bさんに対して、遺族基礎年金および遺族厚生年金が支給されます。遺族厚生年金の額は、原則として、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の報酬比例部分の額の3分の2相当額になります」

「Aさんが病気やケガ等で重度の障害状態となり、その障害の程度が国民年金法に規定される障害等級1級または2級と認定された場合、Aさんは障害基礎年金を受給することができます。障害等級1級に該当する者に支給される障害基礎年金の額は、障害等級2級の場合の1.5倍相当額になります」

「介護保険の保険給付を受けるためには、市町村（特別区を含む）から、要介護認定または要支援認定を受ける必要があります。ただし、介護保険の第2号被保険者については、要介護状態または要支援状態となった原因が、加齢に伴う初老期における認知症、脳血管疾患などの特定疾病によって生じたものでなければ給付は受けられません」

《問5》次に、Mさんは、Aさんに対して、生命保険の必要性について説明した。Mさんが説明した次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが死亡した場合、住宅ローンの残債は団体信用生命保険の保険金により弁済されます。公的年金制度からの遺族給付と妻Bさんの収入金額を考慮し、準備すべき死亡保障を葬儀費用や緊急予備資金に限定することで、医療保障や介護保障などをより充実させることも検討事項の1つになります」

「Aさんが病気やケガ等で重度の障害状態となって働けなくなった場合、公的年金制度から障害給付を受給しても、通常的生活費に加え、療養費等の出費もかさみ、支出が収入を大きく上回る可能性があります。現在提案を受けている身体障害保障特約など、重い障害や介護に備えることができる特約（保障）を付加することも大切なことだと思います」

「Aさんが、現在提案を受けている生命保険に加入後、生まれて初めて所定のガンと医師により診断確定された場合、8大疾病保障特約から一時金が支払われます。この場合、8大疾病保障特約以外の特約は、次回の更新までの期間に限り、保険料の払込みが不要となり、その期間の保障は継続します」

《問6》最後に、Mさんは、Aさんに対して、提案を受けている生命保険の課税関係について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「支払保険料のうち、終身保険、定期保険特約および収入保障特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、総合医療特約等の入院・通院等に伴う給付部分に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります。それぞれの適用限度額は、所得税で()円、住民税で()円です」

)「被保険者であるAさんが入院給付金などを請求できない特別な事情がある場合には、妻BさんがAさんに代わって請求することができます。妻Bさんが受け取る入院給付金は()となります」

)「Aさんが死亡した場合、収入保障特約の年金額について、当該年金受給権が『定期金に関する権利の評価』に基づき評価されて相続税の課税対象となります。その後、妻Bさんが受け取る年金は、課税部分と非課税部分に振り分けられ、課税部分は()として総合課税の対象となります」

語句群

イ．25,000 口．28,000 八．35,000 二．40,000 ホ．50,000
へ．贈与税の課税対象 ト．相続税の課税対象 チ．非課税 リ．雑所得
ヌ．一時所得 ル．配当所得

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（54歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。X社は、近年、売上金額・利益金額ともに減少傾向にある。Aさんは、今後の保険料負担も考慮し、下記＜資料＞の生命保険契約を見直したいと考えている。

そこで、Aさんは、生命保険会社の担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞ X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	: 5年ごと利差配当付定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 平成14年11月1日
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 95歳満了
死亡保険金額	: 1億円
年払保険料	: 200万円
現時点の解約返戻金額	: 2,200万円
65歳時の解約返戻金額	: 4,500万円

保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）27年3カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄～に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「」「」で示してある。

退職所得控除額

800万円 + 万円 × (()年 - 20年) = ()万円

退職所得の金額

(5,000万円 - ()万円) × = ()万円

《問8》 MさんのAさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「毎年の払込保険料を軽減しつつ、当面の死亡保障を確保するのであれば、保険期間が短い定期保険に見直す方法があります。ただし、保険期間が5年・10年等の短い定期保険は、現在加入している生命保険のような解約返戻金（返戻率）は期待できません」

「現在加入している生命保険を解約せず、払済終身保険に変更することも検討事項の1つとなります。将来、Aさんが勇退する際に、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの配偶者等に名義変更し、当該払済終身保険契約を役員退職金の一部として現物支給することができます」

「現在加入している生命保険を現時点で払済終身保険に変更した場合、変更した事業年度において多額の雑損失が計上されます。したがって、変更した事業年度の経常利益が大きく減少する可能性があります」

《問9》 X社が現在加入している生命保険を現時点で解約した場合のX社の経理処理(仕訳)について、下記の<条件>を基に、空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

<条件>

- ・ X社が解約時まで支払った保険料の総額は2,800万円である。
- ・ 解約返戻金の額は2,200万円である。
- ・ 配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

<解約返戻金受取時のX社の経理処理(仕訳)>

借 方		貸 方	
現金・預金	()万円	前払保険料	()万円
		()	()万円

語句群

イ . 200	ロ . 600	ハ . 800	ニ . 1,100	ホ . 1,400	ヘ . 1,700
ト . 2,200	チ . 2,800	リ . 雑損失	又 . 雑収入		

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんおよび母Eさんとの5人家族である。Aさんは、平成28年中に「ふるさと納税」の制度を利用して、12の地方自治体に計9万円の寄附を行っている。また、Aさんは、平成28年中に妻Bさんの入院・手術費用として医療費20万円を支払ったため、医療費控除の適用を受ける予定である。

Aさんとその家族に関する資料および平成28年分の収入等に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんとその家族に関する資料 >

Aさん（53歳）： 会社員
妻Bさん（48歳）： 専業主婦。平成28年中の収入はない。
長男Cさん（21歳）： 大学生。平成28年中の収入はない。
二男Dさん（17歳）： 高校生。平成28年中の収入はない。
母Eさん（79歳）： 平成28年中の収入は、公的年金のみであり、その収入金額は90万円である。

< Aさんの平成28年分の収入等に関する資料 >

- (1) 給与所得の金額： 1,000万円
- (2) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
- | | |
|-------------------|-----------|
| 契約年月 | ： 平成21年4月 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | ： Aさん |
| 死亡保険金受取人 | ： 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | ： 700万円 |
| 一時払保険料 | ： 500万円 |
- (3) 一時払終身保険の解約返戻金
- | | |
|-------------------|-----------|
| 契約年月 | ： 平成24年6月 |
| 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 | ： Aさん |
| 死亡保険金受取人 | ： 妻Bさん |
| 解約返戻金額 | ： 980万円 |
| 一時払保険料 | ： 1,000万円 |

妻Bさん、長男Cさん、二男Dさんおよび母Eさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成28年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税の計算における所得控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

所得控除は基礎控除を含め14種類あるが、そのうち()、医療費控除および寄附金控除の3種類の所得控除については、年末調整では適用を受けることができないため、これらの控除の適用を受けるためには所得税の確定申告が必要となる。

ただし、寄附金控除については平成27年度税制改正において、給与所得者等が寄附を行った場合には確定申告を不要とする「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されている。なお、寄附者が確定申告を行った場合、または1年間に()団体を超える都道府県もしくは市町村に対して寄附を行った場合は、この特例制度は適用されない。

Aさんの平成28年分の医療費控除額を求める計算式は、下記の<算式>のとおりである。医療費控除は、Aさんのように総所得金額等の合計額が()万円以上である者の場合、その年中に支払った医療費の総額が10万円を超えていなければ、その適用を受けることはできない。

<算式>

$$\left\{ \begin{array}{l} \boxed{\text{その年中に}} \\ \boxed{\text{支払った医}} \\ \boxed{\text{療費の総額}} \end{array} \right. - \left\{ \begin{array}{l} \boxed{\text{保険金など}} \\ \boxed{\text{で補てんさ}} \\ \boxed{\text{れる金額}} \end{array} \right\} - 10\text{万円} = \boxed{\text{医療費控除額}}$$

語句群

イ . 5 ロ . 7 ハ . 10 ニ . 100 ホ . 200 ヘ . 300
ト . 雑損控除 チ . 配偶者特別控除 リ . 住宅借入金等特別控除

《問11》 Aさんの平成28年分の所得税の課税に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「平成28年中に解約した一時払終身保険の解約返戻金は、一時所得の収入金額として総合課税の対象になります」

「長男Cさんは特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長男Cさんについて63万円の扶養控除の適用を受けることができます」

「母Eさんの合計所得金額は38万円以下となりますので、Aさんは、母Eさんについて扶養控除の適用を受けることができます。母Eさんに係る扶養控除の控除額は48万円になります」

《問12》 Aさんの平成28年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「」で示してある。

	給与所得の金額	10,000,000円
	一時所得の金額	円
(a)	総所得金額	()円
	医療費控除	円
	社会保険料控除	円
	生命保険料控除	円
	寄附金控除	円
	配偶者控除	()円
	扶養控除	()円
	基礎控除	380,000円
(b)	所得控除の額の合計額	3,500,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	()円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	195	5%	-
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	~	45%	479万6,000円

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん(70歳)の推定相続人は、妻Bさん(67歳)、長男Cさん(40歳)および長女Dさん(37歳)の3人である。

Aさんは、自身の相続に関して、妻Bさんには自宅を、不動産賃貸業を手伝ってくれている長女Dさんには賃貸マンションをそれぞれ相続させたいと考えているが、その他の財産については、どのように相続させるかまでは考えていない。

なお、長男Cさんは、上場企業に勤務しており、生活は安定しているものの、3年前に購入した住宅のローン返済や2人の子(14歳、12歳)の教育費の負担について不安を感じている。このため、Aさんは、長男Cさんの子2人に対して「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の利用を考えている。

< Aさんの推定相続人 >

妻Bさん : Aさんと同居している。

長男Cさん : 会社員。妻と子2人の4人暮らし。

長女Dさん : Aさんと同居し、Aさんの不動産賃貸業を手伝っている。

< Aさんが保有している主な財産(相続税評価額) >

現預金	:	7,000万円
上場株式	:	1億円
自宅(敷地330㎡)	:	7,000万円
自宅(建物)	:	2,000万円
賃貸マンション(敷地400㎡)	:	1億円
賃貸マンション(建物)	:	9,000万円
合計	:	4億5,000万円

自宅および賃貸マンションの敷地については、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 現時点（平成28年9月11日）において、Aさんに相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄 ~ に入る数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は4億5,000万円とする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	4 億5,000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	() 万円
課税遺産総額 (a - b)	万円
相続税の総額の基となる税額	
妻 B さん	() 万円
長男 C さん	万円
長女 D さん	万円
(c) 相続税の総額	() 万円

< 資料 > 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	~ 1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 20,000	40%	1,700万円
20,000	~ 30,000	45%	2,700万円
30,000	~ 60,000	50%	4,200万円
60,000	~	55%	7,200万円

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「現預金および上場株式を含め、相続財産の大半を妻Bさんおよび長女Dさんに相続させた場合、長男Cさんの遺留分が侵害される可能性があります。仮に、Aさんの相続に係る遺留分算定の基礎となる財産の価額を4億5,000万円とした場合、長男Cさんの遺留分の金額は、1億1,250万円となります」

「《設例》の相続税評価額に基づき、Aさんの相続に係る『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受ける場合、『特定居住用宅地等』に該当する自宅の敷地の評価減の金額よりも『貸付事業用宅地等』に該当する賃貸マンションの敷地の評価減の金額のほうが多額であると判断できます」

「Aさんの相続開始前に、契約者(=保険料負担者)および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を推定相続人とする終身保険に加入することをお勧めします。終身保険に加入後、Aさんの相続が開始した場合、相続人が受け取る死亡保険金は『500万円×法定相続人の数』を限度として、死亡保険金の非課税金額の規定の適用を受けることができます」

《問15》「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下、「本制度」という)に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「本制度は、受贈者が教育資金に充てるためにその直系尊属(父母・祖父母など)から信託受益権を付与された場合や書面による贈与により取得した金銭を金融機関に預け入れた場合等は、信託受益権または金銭の価額のうち、受贈者1人につき()万円までは贈与税が非課税となります。本制度の適用対象となる学校等に支払われる入学金や授業料は、()。なお、本制度の非課税拠出額の限度額は、受贈者ごとに()万円ですが、学習塾やピアノ教室などの学校等以外に対して直接支払われる金銭については()万円が限度となります。

本制度の適用後、受贈者であるAさんのお孫さんが()歳に達すると教育資金管理契約は終了します。そのとき、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額は、贈与税の課税価格に算入されるため、贈与税の申告義務が発生した場合は、その申告をする必要が生じます」

語句群

イ . 20 口 . 25 ハ . 30 ニ . 500 ホ . 1,000 ヘ . 1,500
ト . 2,000 チ . 2,500 リ . 3,000

又 . 学校教育法に定める高等学校、大学などの国内の学校等に限られます

ル . 国内の学校等に加え、外国の大学等の一定の教育施設も適用対象となります

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

* 下書き欄（解答は解答用紙に）